

### 3. 地籍整備の促進

地方整備局は、赤枠で囲まれた業務に関わる事務を担当

【関連リンク】

[地籍整備関係](#) [関東地方整備局用地](#)

#### 地籍整備

地籍整備とは、土地の境界や面積、所有者、地番、地目などの土地の基礎的情報(地籍)を明確にすること

主に市町村が実施

- ・ 地籍調査費負担金
- ・ 社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業）
- ・ 社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助

交付

#### 地籍調査

#### 基本調査

○地籍調査の基礎とすために行う土地の測量を実施する調査

- ・ 市町村等による通常の地籍調査の実施が困難な地域において、地籍調査を実施するために必要な基礎的な情報を整備するための調査

#### ・ 効率的手法導入推進基本調査(旧都市部官民境界基本調査)

○都市部において、市町村等が行う地籍調査に先行して、国が効率的な手法を活用して、官民の境界情報※1を整備するために実施する基本調査

#### ・ 効率的手法導入推進基本調査(旧山村境界基本調査)

○山村部において、市町村等が行う地籍調査に先行して、国が主要な土地境界情報※2を保全するために実施する基本調査

#### ・ 被災地域境界基本調査

○地震に伴い複雑な地殻変動が発生した地域において、市町村等が行う地籍調査成果の復旧に先行して、国が地殻変動によるズレを把握し、補正パラメータの作成等を行うために実施する基本調査

○地籍の明確化・確定を行うために行う調査

- ・ 一筆毎の土地について、所有者、地目、地番を調査するとともに、境界の測量、面積の測定を行い、その結果を、地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)にまとめる調査

※地籍調査においては、土地所有者等の立会を実施することにより、境界等の確認を行い、一筆毎の土地の境界等を明らかにし、その結果に基づき、各筆の境界に関する点の測量や各筆の面積等の測定等を行うことで、地籍を明確化・確定する。

国が実施

民間事業者等の測量成果の活用

#### 19条5項指定

交付

#### ・ 地籍整備推進調査費補助金

○国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の民間事業者及び地方公共団体による測量成果を地籍調査の成果と同一の効果があるものとして国土交通大臣等が指定

※1 道路等と民有地の境界点及びそれを結んだ線に関する情報

※2 三筆が交わるような主要な境界点等に関する情報